

総基料第16号
平成13年1月31日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省総合通信基盤局長
金 澤

接続料と利用者料金との関係等について
(平成11年8月31日郵電業第101号関連)

標記については、平成12年12月21日に電気通信審議会から郵政省に対して「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の諮問に対する第一次答申第IV章第1節3（2）（3）及び第V章4において、別添のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において今後適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を報告し、公表されたい。

なお、貴社あて「接続料の算定に関する事項について」（平成11年8月31日郵電業第101号）記1及び5はこれを廃止する。

記

1 内部相互補助等に関する情報開示について

貴社のサービスの利用者料金とそのサービスの提供に用いられている機能毎の貴社の指定電気通信設備利用部門の振替接続料との関係について、平成13年度以降も引き続きこれが反競争的でないことを検証すると共に、接続会計において内部相互補助に関して検証し、これらについて公表すること

2 サービス開始と接続料設定の先後について

接続約款において記載されていない機能を用いて、指定電気通信設備を利用したサービスを新たに開始する場合には、当該サービスの開始より前、或いは少なくともほぼ同時期に当該機能に係る接続条件を設定し、これを接続約款に定めるよう努めること

3 接続諾否の手続規定の整備について

指定電気通信設備への接続の請求に対して拒否を行う際に拒否の理由について回答する旨を、早急に接続約款において明記すること

(「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日郵通議第3205号)(抜粋))

第IV章 接続料と利用者料金との関係

第1節 接続料と定額的な利用者料金等の水準

(略)

3 考え方

(1) (略)

(2) 内部相互補助等に関する情報開示

なお、個別の料金よりも大括りでみた単位(例えば、「電話の通話料」などの単位毎)に利用者料金が全体として接続料を下回っている場合には公正競争条件が確保できない場合もあると考えられることから、平成11年からNTT東日本・西日本によりその検証が行われている。各役務の基本料・通信料等の区分毎における両者の関係については、今後とも検証を継続し、接続会計において内部相互補助がなされていないか、NTT東日本・西日本においてこれに関する情報開示を行い、社会的な評価を仰ぐべきである。

(3) サービス開始と接続料設定の先後について

利用者向けサービスの提供と接続条件の設定との先後の関係については、接続料などの接続条件の設定が、自社サービスの利用者料金等の設定よりも遅れることは公正競争条件確保の観点から基本的には問題があると考えられる。従って、指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである。

(略)

第V章 その他の事項

(略)

4 接続諾否の手続規定の整備

現在、指定電気通信設備への接続の請求に対して、拒否を行う際に拒否の理由について回答すべきとの規定がNTT東日本・西日本の接続約款上設けられていない。従って、当該接続約款において規定される手続において必要な規定を早急に明記する必要がある。